

あなた自身や家族の将来を支えるために 介護保険制度

【問い合わせ】 介護高齢福祉課

☎ 26・3939 FAX 26・3950

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また、介護が必要になっても安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えるための制度です。一定の介護が必要になったとき、市町村の認定を受けることで、指定された事業者から介護サービスが受けられます。

■平成30年度から

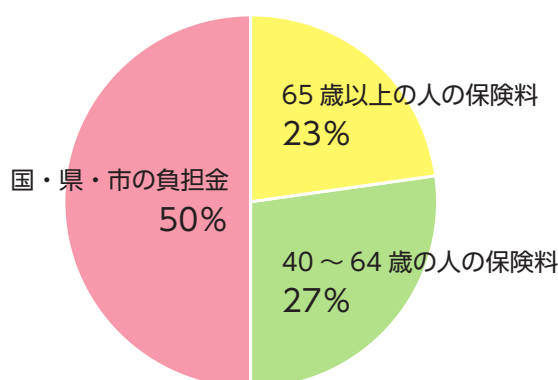
介護保険料が変わりました

介護保険制度の見直しにより、財源の負担割合が65歳以上の人は23%、40～64歳の人は27%となりました。また、今後増加が見込まれる介護給付費などを推計した上で、平成30年度から3年間の保険料を見直しました。介護保険料の所得指標である合計所得金額は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した額を用います。

■介護保険料の納め方

65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料の納付は、年金からの天引き（特別徴収）が基本ですが、

介護保険制度の財源



特別徴収ができない場合に限り、納付書または口座振替での納付（普通徴収）となります。特別徴収ができる人は普通徴収で納付することはできません。

《特別徴収の対象にならない人》

- 老齢・退職年金、遺族年金、障害年金が年額18万円（月額1万5,000円）未満の人
- 65歳になった直後の人
- 他市町村から転入した直後の人

- 年度当初（4月1日現在）で年金を受給していなかった人
- 年度途中に保険料の所得段階が変更になった人
- 年金を担保にして資金の貸付を受けた人 など

■介護保険料納入通知書を発送します

7月13日（金）に、65歳以上の人へ平成30年度介護保険料納入通知書を発送します。今回お届けする通知書の保険料額は、本人の前年の所得額や年金収入額と、本人や同じ世帯の人の市民税の課税状況によって算定しています。

■介護保険負担限度額認定証の更新受付が始まりました

現在の認定証の有効期間は7月31日（木）までです。8月以降分の更新申請のお知らせを発送しますので、引き続き認定が必要な人は申請してください。

※この認定証は、介護保険要介護・要支援認定を受け、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設・介護医療院に入

所している人、短期入所（ショートステイ）サービスを利用している人の食費・居住費（滞在費）を限度額までにおさえ、負担を軽減するものです。

※負担段階を判定する対象所得には障害年金や遺族年金などの非課税年金も含まれます。

【認定の要件】

○ 本人が住民税非課税世帯で、世帯を別にする配偶者も住民税非課税であること。

○ 預貯金などの資産が、単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下であること。

【申請受付開始日】

7月2日（月）

【申請に必要なもの】

申請書・同意書・印鑑・通帳や株など資産を証明する書類の写し

※配偶者がいる場合は、配偶者の資産を証明する書類の写しも添付してください。

【結果通知・認定証の発送】

7月末以降順次

【申請先】

介護高齢福祉課・各支所住民福祉課

平成30年8月から

■利用者負担割合が変わります

利用者負担の割合が2割の人のうち、特に所得の高い人の負担割合が3割になります。

◆2割負担になる人

本人の合計所得金額が160万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上の人

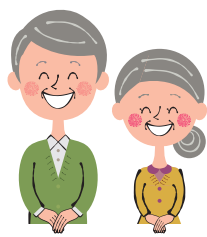
◆3割負担になる人

本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人
◆右記に該当しない人は、1割負担になります

■介護保険負担割合証を発送します

8月1日(水)以降の介護保険サービスを利用する際の自己負担割合を記載した証を、7月23日(月)以降順次発送します。

なお、8月1日時点で介護保険要介護・要支援更新(変更)認定申請中の人は、認定結果に同封します。



2018(平成30)年度～2020年度の伊賀市介護保険料

所得段階	対 象 者	保険料率	年 額
第1段階	次のいずれかに該当する人 ○生活保護受給者 ○世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額(年金所得額を除く。)+課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 × 0.45	35,231 円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階に該当せず、本人の前年の合計所得金額(年金所得額を除く。)+課税年金収入額の合計が120万円以下の人	基準額 × 0.63	49,323 円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1、第2段階に該当しない人	基準額 × 0.75	58,718 円
第4段階	世帯に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額(年金所得額を除く。)+課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 × 0.90	70,462 円
第5段階	世帯に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で第4段階に該当しない人	基準額	78,291 円
第6段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	基準額 × 1.15	90,035 円
第7段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	基準額 × 1.25	97,864 円
第8段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額 × 1.50	117,437 円
第9段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の人	基準額 × 1.70	133,095 円
第10段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が500万円以上800万円未満の人	基準額 × 1.85	144,838 円
第11段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が800万円以上の人	基準額 × 2.00	156,582 円